

2006/08/31

第17回JPドメイン名諮問委員会  
資料6

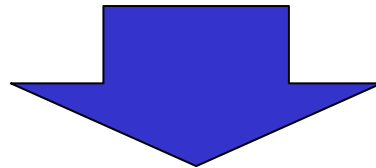
# ドメイン名登録情報の 公開と保護に関する議論の動向

2006年8月31日

株式会社日本レジストリサービス

## はじめに

- ICANNでは、gTLDレジストリだけでなく、登録者、利用者、各国政府、ccTLDなどの立場から議論が行われている。
- ccTLDのポリシーは各レジストリに任されており、グローバル調整を主務とするICANNが直接管理する領域ではない。
- しかし、ICANNでの議論およびgTLDの動向は世界的な動向を左右する。



JPDメイン名の登録管理においても参考とすることが必要

# gTLDに関するICANNでの議論

## ICANNでの議論の経緯

- ICANNでは、GNSO(分野別ドメイン名支持組織)がgTLDに関するポリシー検討を行っている。
  - ドメイン名の登録情報の取り扱いを中心としたWhoisに関する議論もGNSOで行われている。
- ICANNのWhoisポリシーでは、レジストラはWhois情報を有償でバルク(一括)提供可能
  - ダイレクトメールの宛先抽出など過度な利用による被害が発生
  - それを避けるための虚偽情報の登録が増加
- Whoisの不正確な登録情報により、Whoisの本来の目的に支障が出ていることも問題視された。

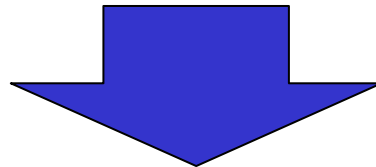
※ICANNの組織構造は末尾添付の参考資料を参照

# Whoisの不正確な登録情報への対策

- GNSO(当時はDNSO)にタスクフォースが設立(2001年)
- 以下を主とするポリシーを策定(2003年)
  - マーケティングを目的とするバルクアクセスは受け入れるべきでない。
  - レジストラによる登録者への定期的な登録情報確認義務と、登録者による登録情報更新義務(Whois Data Reminder Policy)
    - レジストラは、最低年1回、登録者にWhois情報を提示
    - 情報が虚偽の場合は、ドメイン名取り消しの理由となり得る旨の注意喚起を実施
    - 場合によっては、ドメイン名の登録を抹消する。  
※TLDによっては、JPドメイン名と異なり、登録情報をレジストリではなくレジストラが管理している。(thinレジストリモデル)

## Whoisについての根本の議論

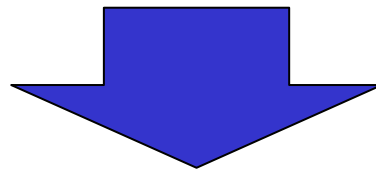
- Whoisのマーケティング目的での利用とは何か、Whoisによる公開が必要な情報とは何か、という課題を検討するために以下の3つのタスクフォースが設立
  - マーケティング目的でのWhoisへのアクセス制限
  - 収集・表示するWhois情報の見直し
  - 収集するWhois情報の正確性向上



プライバシー保護を主張する立場と、  
情報公開の必要性を主張する立場の議論が平行線をたどり、  
「Whoisとは何か？」という根本の議論に立ち返ることとなった。

# Whoisに関する議論の現況

- Whoisの目的を定義すべく議論が展開
- 依然として情報制限派と情報公開派の意見が対立
  - 情報制限派
    - DNS運用に関する問題を解決するための連絡先を提供するもの
  - 情報公開派
    - ドメイン名の登録・運用に関する、技術的・法的な諸問題を解決するための連絡先を提供するもの



2006年4月の投票で情報制限派の主張が採択されたが、GAC(政府諮問委員会)を中心として異論が噴出し、現在も議論が継続

# Whoisの検索結果 (JAPANREGISTRYSERVICES.COM)

Registrant :

Japan Registry Service Co., LTD.  
3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda First Bldg. East 13F  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065  
Japan  
phone : 03-5215-8451 fax : 03-5215-8452

Domain Name : JAPANREGISTRYSERVICES.COM

Technical Contact:

Japan Registry Service Co., LTD. dom-admin@jprs.jp  
3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda First Bldg. East 13F  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065  
Japan  
phone : 03-5215-8451 fax : 03-5215-8452

▪  
▪  
▪

情報公開派の主張

登録組織の  
住所、電話番号などを  
公開することが必要

情報制限派の主張

技術的な連絡先の  
住所、電話番号などが  
公開されていれば良い



# 情報制限派の主張

- Whoisの目的
  - DNS運用に関する問題を解決するための連絡先を提供するもの
- 支持部会
  - レジストリ、レジストラ、非商業ユーザ
- 支持理由
  - 各国の個人情報保護関連法との整合性が取りやすい。
  - ドメイン名の登録情報は各レジストラの顧客情報・営業秘密であり、できるだけ公開したくない。
  - インターネットは匿名性によって発展しており、情報公開はビジネス拡大上の障害要因となる。
  - 第三者による情報悪用から、情報主体を保護する必要がある。

# 情報公開派の主張

- Whoisの目的
  - ドメイン名の登録・運用に関する、技術的・法的な諸問題を解決するための連絡先を提供するもの
- 支持部会
  - 知的財産権関係、ISP、商業ユーザ
- 支持理由
  - これまでのWhoisはそのように使われてきたし、これからのインターネットにおいても求められている。
  - 犯罪捜査や商標権侵害など、問題を早期解決するためにはドメイン名の登録者に関する情報がオンラインで取得できることが必要。
  - 情報公開を制限するのではなく、反社会的利用に対する罰則などによって問題を解決すればよい。

## 米国の状況(「情報公開派」を支持)

- 米国商務省傘下の米電気通信情報局(NTIA)が.usドメイン名のレジストリ対して、匿名での(代理)登録を禁止(2005年)
  - 一般社会と「Whoisの情報に頼っている法執行機関」が必要とする情報の正確性と信頼性の確保
  - あるドメイン名の管理会社が倒産したときに、別の会社がその管理を引き継ぐ場合、NTIAがドメイン名の登録者に連絡を取ることが目的
- プライバシー擁護派は、上記命令を、憲法修正第1条で保障された匿名で自由に発言する権利の侵害だと主張

## EUの状況(「情報制限派」を支持)

- 2003年のICANN Whoisワークショップで、欧州委員会 Diana Alonso Blas氏がWhoisのプライバシーと情報保護問題について発表
  - Whoisの議論において、ヨーロッパにおける既存の情報保護の枠組みを尊重する必要がある。
  - ICANNのレジストラ認定契約は、EUの法律を上書きすることはできない。
  - Whois運用において、個人の権利を守りながら本来の目的を達成できるプライバシーが守られる方法を探す必要がある。
- CENTRは「WHOIS and Data Privacy」という文書をリリース(2006年6月)
  - プライバシーと情報公開の必要性は相反する問題ため、レジストリ・レジストラが、自身の周りの環境、コミュニティーの視点、その地域の法律に基づきながらバランスを決める必要がある。

# JPドメイン名に関する JPNIC/JPRSでの議論

## 経緯

### 属性型・地域型JPDメイン名

- 1998年 JPNICデータベース公開問題タスクフォース(DBPI-TF)を設置
- 1998年8月 「JPNICのWhoisによる個人情報公開について」  
公開ドメイン名登録情報の公開原則に関する当時の考え方、  
検討課題の公表とコメントの募集
- 1999年2月 JP DNSのゾーン転送禁止
- 1999年3月 JPDメイン名一覧の公開停止
- 2000年11月 Whois表示項目を見直し  
登録情報、組織住所、担当者住所を非公開に

### 汎用JPDメイン名

属性型JPDメイン名における検討を踏まえ、2001年のサービス開始時点から、個人情報の保護を重視した形を実装。

- －登録者名以外の登録者情報の非公開
- －Whois公開必須の連絡担当窓口情報の代行許容

# JPドメイン名での情報公開

- JPドメイン名の登録情報を参照する手続きとして「公開」と「開示」の2種類を提供
  - 公開
    - 不特定多数のインターネットユーザーに情報を提供
    - Whoisを利用しインターネット上で参照可能
  - 開示
    - 手続きを経たユーザーに対してのみ情報を提供
    - 書面での請求手続きにより、書面により登録情報を提供

|         | 公開 | 開示 |
|---------|----|----|
| ドメイン名   | ○  | ○  |
| 登録者名    | ○  | ○  |
| 登録者住所   | ×  | ○  |
| 担当者個人情報 | ×  | ×  |

# Whoisの検索結果 (JPRS.JP)

Domain Information: [ドメイン情報]  
 [Domain Name] JPRS.JP  
 [登録者名] 株式会社日本レジストリサービス  
 [Registrant] Japan Registry Services Co.,Ltd.  
 [Name Server] ns01.jprs.co.jp  
 [Name Server] ns02.jprs.co.jp  
 [登録年月日] 2001/02/02  
 [有効期限] 2007/03/31  
 [状態] Active  
 [最終更新] 2006/08/30 13:29:12 (JST)

Contact Information: [公開連絡窓口]  
 [名前] 株式会社日本レジストリサービス  
 [Name] Japan Registry Services Co.,Ltd.  
 [Email] dom-admin@jprs.co.jp  
 [Web Page]  
 [郵便番号] 101-0065  
 [住所] 東京都千代田区西神田三丁目8番1号  
 千代田ファーストビル東館 13F  
 [Postal Address] Chiyoda First Bldg. East 13F,  
 3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku,  
 Tokyo 101-0065, JAPAN  
 [電話番号] 03-5215-8451  
 [FAX番号] 03-5215-8452



# JPドメイン名の登録情報に関する問題

- 不正確な情報の増加
  - 情報が変更されない
    - 登録情報を更新する必要性が認知されていないことが理由か
  - 登録時から不正確なものが増えてきた
    - Whoisでの登録者実名公開を避ける狙いか
- 同一人物なのに複数の登録者名を利用
  - サイバースクワッタやフィッシングサイト運営者などが捜査を回避する目的か

## JPドメイン名の登録情報に関する主な検討課題

- Whoisの利用目的の再定義と、それに合った情報公開項目と手段の再検討。
  - 登録者名のWhoisでの公開は必要か
  - Whoisに代わる、複数の利用者層を想定した認証機能付サービスの可能性
- 登録情報の正確性・最新性を維持・向上させるための施策。
- ドメイン名の担当者として登録される情報に、個人だけではなく部署名などを許容するか。

# 参考資料

## ICANN

(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

- 世界各国の関連業界・ユーザコミュニティからの参画により成り立つ
- 主な役割
  - インターネット資源である以下の識別子の割り振り・割り当てを全世界的にかつ一意に行う仕組みの調整
    - ドメイン名
    - IPアドレスとAS番号
    - プロトコルポート番号、パラメータ番号
  - ルートDNSサーバの運用および展開の調整
  - これらの技術的業務に関してグローバルレベルで必要なポリシー策定の調整

# ICANNの体制



President /  
CEO

ICANN  
Staff

理事会(21名)  
NomCom選出8名 / 各SOから2名  
リエゾン6名 / CEO

← 助言 ←

政府諮問委員会  
(GAC)

ルートサーバー  
システム諮問委員会  
(RSSAC)

セキュリティと安定性  
に関する諮問委員会  
(SSAC)

At-Large諮問委員会  
(ALAC)

技術リエゾングループ  
IAB / ITU-T /  
W3C / ETSI

↑ 勧告 ↑

アドレス支持組織  
(ASO)  
  
IPアドレスの  
管理・割当機関

gTLD支持組織  
(GNSO)  
  
レジストリ  
レジストラ  
ビジネスユーザ  
非商用ユーザ  
知的財産権関係者  
ISP

ccTLD支持組織  
(ccNSO)  
  
ccTLDレジストリ



## 参考URL

- ・ ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)  
<http://www.icann.org/>
- ・ GNSO (Generic Names Supporting Organization)  
<http://gnso.icann.org/>
- ・ GAC (Governmental Advisory Committee)  
<http://gac.icann.org/web/index.shtml>
- ・ CENTR (Council of European National Top-Level Domain Registries)  
<https://www.centr.org/>
- ・ ICANN “Whois Data Reminder Policy” (2003年6月公開)  
<http://www.icann.org/registrars/wdrp.htm>
- ・ CENTR “WHOIS and Data Privacy” (2006年6月公開)  
[https://www.centr.org/docs/2006/06/CENTR\\_WHOISpaper\\_June\\_2006.pdf](https://www.centr.org/docs/2006/06/CENTR_WHOISpaper_June_2006.pdf)